様式第１号(第７条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金認定申請書

年　　　月　　　日

鹿部町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連 絡 先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日 年 月 日(満　 歳)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 同意事項 | □ | この申請書の認定決定に当たって必要な公簿等を閲覧することに同意します。 |

鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

　１　奨学金の貸与を受けた高校等程度以上の学種

|  |  |
| --- | --- |
| 学 校 名 |  |
| 在学期間 |  年　　月　　日　～　 　年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 学 校 名 |  |
| 在学期間 | 年　　月　　日　～　 　年　　月　　日 |

　２　奨学金に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 奨学金の名称 | 鹿部町奨学金 | 日本学生支援機構第一種 ・ 第二種 | その他奨学金(　　　　　　) |
| 借入金(総額) | 円 | 円 | 円 |
| 借入期間 | 年　　月～　年　　月 | 年　　月～　年　　月 | 年　　月～　年　　月 |
| 返還期間 |  年　　月～　 年　　月 |  年　　月～ 　年　　月 |  年　　月～ 　年　　月 |
| 返還額 | 年　　円 | 年　　　　　円 | 年　　　　　円 |
| 月　　　　　円 | 月　　　　　円 | 月　　　　　円 |
| 未償還額 | 円 | 円 | 円 |

添付書類　□ 助成対象奨学金の返還計画を証するもの

□ 助成対象の奨学金の返還実績を証するもの(返還を行っている場合)

　　　　　　　 　※返還すべき奨学金が鹿部町奨学金のみである場合上記2点は不用

□ 卒業(修了・退学)証明書、又はこれに準ずるもの

様式第２号(第８条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金認定通知書

年　　　月　　　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿部町長

　 年　 月　 日に申請のありました鹿部町奨学金返還支援事業助成金の認定につきましては、内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 | 認定する　　・　　認定しない |
| 認定しない理由 |  |

記

今後、助成金の交付を受けるに当たっては、次の事項に留意してください。

１　交付を受けようとする会計年度の前年度において返還すべき奨学金を全て返還し、鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、交付を受けようとする会計年度の5月末日までに提出してください。

　⑴ 奨学金の返還額を証するもの　　⑵ 誓約書

２　返還すべき奨学金が鹿部町奨学金である場合は、上記⑴は必要ありません。

(不服申立て)

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３号(第９条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付申請書

年　　　月　　　日

鹿部町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 同意事項 | □ | この申請書の交付決定に当たって必要な公簿等を閲覧することに同意します。 |

記

１　奨学金の返還状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 奨学金の名称 | 鹿部町奨学金 | 日本学生支援機構第一種 ・ 第二種 | その他奨学金(　　　　　　) |
| 返還期間 | 年 　月～ 　年 　月 | 年 　月～ 　年 　月 | 年 　月～ 　年 　月 |
| 返　還　額 | 円 | 円 | 円 |
| 交付申請及び請　求　額 | 円 |

　□ 助成対象の奨学金の返還実績を証するもの

　□ 誓約書

　□ 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人がわかる通帳の写し

２　助成金振込先口座　(※申請者本人名義の口座に限る)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行・農協信金・信組その他　　 | 本店支店 |
| 預金種別及び口 座 番 号 | 普　通当　座貯　蓄 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | (ふりがな) |
|  |

様式第４号(第９条関係)

誓　約　書

鹿部町長　　様

私は、鹿部町奨学金返還支援事業助成金の交付を受けるにあたり、次のとおり誓約します。

１　提出書類の内容は、全て事実を相違ありません。

２　鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付要綱を遵守し、要綱の規定により、助成金の返還を命じられた場合には、速やかに返還に応じます。

３　奨学金の返還に関し、他からの助成等を受けていません。

４　奨学金の返還に関し、滞納及び遅延はありません。

５　町税等の滞納はありません。

６　鹿部町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第８条の規定による審査をする際、暴力団員等であるかどうかについて、北海道函館方面函館中央警察署長の意見を聴くことについて承諾します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(自書)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　鹿部町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

様式第５号(第10条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書

年　　　月　　　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿部町長

　 年　 月　日に申請のありました鹿部町奨学金返還支援事業助成金の交付につきましては、内容を審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 | 交付する　　・　　交付しない |
| 交付決定番号 |  |
| 交付決定額 | 円　　 |
| 助成金交付予定日 |  |
| 交付しない理由 |  |

記

　　※交付決定後、交付の要件に該当しないことになった場合は、直ちにその旨町長に

　　　届け出てください。届出等必要な対応を怠った場合、以後の申請は受付できない

　　　場合があります。

(不服申立て)

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第６号(第12条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金変更申請書

年　　　月　　　日

鹿部町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　変更内容

２　変更理由

３　添付書類

　　□ 住所変更の場合　　新たな住所が記載されている住民票など

　　□ 氏名変更の場合　　新たな指名が記載されている戸籍謄本(抄本)など

　　□ その他　　　　　　１ 変更内容 を証明する書類

様式第７号(第12条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金変更承認決定通知書

年　　　月　　　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿部町長

　 年　 月　 日に申請のありました鹿部町奨学金返還支援事業助成金変更申請書につきましては、内容を審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 | 承認する　　・　　承認しない |
| 変更内容 | 　 |
| 承認しない理由 |  |

記

(不服申立て)

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第８号(第13条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付決定辞退届出書

年　　　月　　　日

鹿部町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　交付決定番号

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連 絡 先

　　　　年　　月　　日付で交付決定通知のあった鹿部町奨学金返還支援事業助成金について、下記のとおり辞退することを申出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 辞退の理由 | □奨学金の返還が免除されたため□他の制度により返還支援を受けたため□申請内容に誤りがあったため□その他　　※辞退の詳細理由、他の支援制度の名称等を必ず記入すること。 |
| 備　考 |  |

様式第９号(第13条及び第14条関係)

鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付決定取消通知書兼返還請求書

年　　　月　　　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿部町長

年　　月　　日付で交付決定通知のあった鹿部町奨学金返還支援事業助成金について、下記理由により交付決定を【 全部　・　一部 】取り消したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定番号 |  |
| 決定内容 |  |
| 取消の理由 | □鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第13条第１項に該当するため。□鹿部町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第14条に該当するため□その他 |
| 当初交付決定額 |  |
| 助成金交付決定取消額(返還命令額) |  |
| 返納期限 | 年　　月　　日 |
| 最終助成確定額 |  |

※取消を受けた場合、当該年度において再び本事業に申請はできません。